

# 「世界湖沼の日」制定記念イベント運営業務仕様書

## 1 業務名

「世界湖沼の日」制定記念イベント運営業務

## 2 目的

世界で湖沼の重要性が認識され、令和6年12月12日に国連が8月27日を「世界湖沼の日」に採択してから今年が最初の年にあたる。今年には中海・宍道湖がラムサール条約湿地に登録されてから20年を迎える節目の年でもあり、これまで以上に県民に身近な湖沼の重要性を再認識いただき、ワイズユース(賢明な利用)の意識醸成を図り促進していくため、普及啓発イベントを実施する。(島根県との連携事業)

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日

## 4 イベント内容

### (1) イベント概要

米子水鳥公園にて、鳥取島根両県知事参加の下、中海・宍道湖で環境保全活動を行っている子ども達等からの活動報告を実施。  
滋賀県も同日同様のイベントを実施しており、イベント途中に鳥取会場と滋賀会場を Web で中継し、3県知事の対談等を予定

### (2) 開催日時

令和7年8月27日(水)13時00分から14時20分まで(予定)

※前日会場準備は8月26日(火)13時から17時まで、当日会場準備は9時から正午までの間に対応可

### (3) 会場

米子水鳥公園 視聴覚室(米子市彦名新田665)

### (4) 主催

鳥取県、島根県(島根県との連携事業)

### (5) 来賓

環境省中国四国環境事務所長、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長

### (6) 参加者

一般県民、中海・宍道湖周辺で活動する団体、NPO、地元小中学生・高校生等  
※募集予定人数50名

### (7) プログラム(案)

- ア オープニング、主催者挨拶(水鳥公園会場単独)、鳥取県知事挨拶、島根県知事挨拶
- イ 滋賀県会場とWEB中継・3県知事対談
- ウ 各市民団体等の活動報告(水鳥公園会場単独)
  - ①こどもラムサールクラブ会員による活動報告
  - ②松江松徳学院の生徒による活動報告
  - ③米子水鳥公園の活動報告
- エ 両県知事による発表者への講評、プレゼントの贈呈、記念撮影(水鳥公園単独)

## 5 委託業務内容

業務内容は以下のとおりとし、受注者は、県との調整・協議を密に行うものとし、業務実施に係る調整の過程において、業務内容の修正及び追加が必要となった場合は、これに対応するものとする。

### (1) 打合せ協議

- ア 受注者は、発注者(鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課をいう。以下同じ。)との協議打合を、本業務の着手時に1回実施すること。なお、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。
- イ 受注者は、発注者が行う関係者との協議において受注者の出席を求められた場合は、誠意をもってこれに当たること。

### (2) 会場設営

- ア 会場設営は、前日は8月26日(火)13時から17時までの間に、当日は9時から正午までの間に行うこと。

- イ 資機材の設置場所及び設置方法については、受注者が現地を確認の上で検討し、発注者と協議の上、決定すること。
- ウ 会場内にラムサール条約シンボルマークを設置すること。
- エ 施設内にはない備品等でイベントの開催上必要な物は、受託者自身で手配すること。
- オ イベント終了後に原状復帰を行うこと。

### (3) イベント運営

- ア 進行台本を作成し、発注者の承認を得ること。
- イ 承認を得た進行台本により、受注者が手配する司会者1名が司会進行を行うこと。
- ウ 受注者が手話通訳者2名以上を手配し、手話通訳を行うこと。
- エ 滋賀会場とWeb中継をつなぐこと。詳細については発注者と協議すること。

### (4) 記録等

- ア 発表者と両県知事ほか参加者で記念撮影を行うこと。
- イ イベントの様子について写真・動画撮影を行い、記録を残すこと。動画については、WEB配信が可能なものとする。

### (5) 記念品の作成

- 参加記念品として、キーホルダー型エコバッグ100個を作成すること。

## 6 著作権

受託者が本業務にて制作した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、鳥取県及び島根県（以下、「両県」という。）に帰属するものとする。

## 7 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、静止画又は動画等）は、以下の媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 両県もしくは両県が指定する者が作成・運営するWEBサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、両県が目的達成に効果的と認める媒体

## 8 業務完了時の提出物

業務完了時の提出物は次のとおりとし、発注者に提出すること。

- (1) 業務完了報告書2部（紙媒体）
- (2) (1)の電子データを格納した電子媒体2枚（CD又はDVD）
- (3) イベントの様子を収録したWEB配信用DVD-ROM5枚（県HPや動画サイト（YouTube等）で閲覧配信）
- (4) イベントの様子を収録した家庭用DVDプレイヤー再生用DVD-ROM10枚（地域での学習会等の普及啓発材料に活用）

## 9 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守すること。なお、特記事項第10条の定期報告の時期は業務完了時とし、業務完了報告書に記載するものとする。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させること。

## 10 再委託

- (1) 受託者は、県の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 県は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受託者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して責任を負わせなければならない。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。